

港内作業許可申請書

大港湾 第 号
平成 年 月 日

阪 神 港 長 殿

申請者 住 所：大阪市住之江区南港 2-1-10

ATC ビル ITM 棟 10 階

組織名：大阪市港湾局長

氏 名：〇〇 〇〇

1. 目的および種類

（目的）

本手続きは、平成 27 年 3 月 5 日の国土交通省近畿地方整備局長及び海上保安庁第五管区海上保安本部長で交わした「大規模地震・津波発生時の大阪湾 BCP に基づく緊急物資輸送等にかかる航路啓開活動に関する申し合わせ」における航路啓開実施要領に基づくものです。

本工事は、阪神港大阪区、主航路の航路啓開および此花地区北港岸壁（-7.5 m）、港地区安治川第 1 号岸壁（-10m）、大正地区鶴浜岸壁（-10m）、夢洲地区夢洲 C10・C11 岸壁（-15m）、C12 岸壁（-16m）、南港地区 A1・A2・A3 岸壁（-7.5 m）の泊地内にある障害物探査及び障害物回収作業を行うものです。

（種類）

測量船による障害物探査及び潜水土船・作業船による障害物回収作業

2. 期間および時間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

（予備日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日）

作業時間：日出～日没まで 作業実日数： 日

3. 区域または場所

阪神港大阪区 主航路および此花地区北港岸壁（-7.5m）、港地区安治川第 1 号岸壁（-10m）、大正地区鶴浜岸壁（-10m）、夢洲地区夢洲 C10・C11 岸壁（-15 m）、C12 岸壁（-16m）、南港地区 A1・A2・A3 岸壁（-7.5m）（別紙 1 参照）

4. 方法

別紙〇～〇のとおり

5. その他

（1）事故防止処理等：別紙〇～〇のとおり

（2）連絡先：担当係 大阪市港湾局計画整備部海務課（海上保全）

担当者 〇〇 〇〇

電話番号 06-6552-0011

なお、発災後でなければ確認できない要件（期間および時間、連絡先、発注者、潜水作業方式、使用船舶etc）については、別途、発災時の要件確認表の提出（報告）をもって、迅速に航路啓開活動を開始できるものとする。

図-1 大阪港航路啓開区域



表一 大阪港区域

点名称	緯度(dms)	経度(dms)	平面直角座標系(VI系)	
			X座標(m)	Y座標(m)
A	343814.5190	1352305.2706	-150992.117	-56402.106
B	343827.7832	1352333.8790	-150587.832	-55671.068
C	343913.2641	1352416.4672	-149192.922	-54578.238
CA	343918.0546	1352420.8750	-149045.977	-54465.134
CB	343923.3590	1352412.8652	-148881.330	-54668.111
CD	343930.1800	1352354.1646	-148668.324	-55142.997
CE	343940.2834	1352244.8544	-148346.306	-56905.767
CF	343946.7158	1352246.3665	-148148.344	-56866.049
CG	343933.7748	1352409.2690	-148559.849	-54757.772
CH	343922.6946	1352425.5448	-148903.707	-54345.392
D	343932.5064	1352435.6536	-148602.890	-54086.238
E	343949.6321	1352443.5145	-148076.373	-53883.015
FA	343948.4884	1352501.2815	-148114.241	-53430.889
F	343953.8254	1352522.9108	-147952.964	-52879.284
G	343949.7501	1352524.7758	-148078.808	-52832.523
H	343942.1256	1352456.6576	-148309.613	-53549.746
I	343905.2532	1352450.0363	-149444.769	-53724.931
J	343905.1261	1352508.1123	-149451.350	-53264.690
K	343922.7188	1352524.8860	-148911.729	-52834.482
L	343937.9685	1352559.3384	-148446.823	-51954.635
M	343948.3887	1352619.1138	-148128.569	-51449.364
NA	343947.1180	1352629.6195	-148169.210	-51182.116
N	343941.2725	1352632.5549	-148349.737	-51108.380
OA	343930.3437	1352556.4030	-148681.340	-52030.694
O	343918.5023	1352540.0358	-149043.847	-52449.486
P	343902.7659	1352521.4871	-149526.033	-52924.546
Q	343854.7589	1352601.8104	-149778.574	-51899.181
R	343843.0658	1352630.7010	-150142.970	-51165.516
S	343838.1088	1352646.6140	-150297.943	-50761.136
T	343805.6776	1352652.9703	-151298.115	-50604.744
U	343742.5414	1352631.0320	-152007.921	-51167.411
V	343828.8120	1352621.9167	-150580.923	-51391.646
W	343836.5655	1352612.4925	-150340.682	-51630.307
X	343839.6160	1352557.5065	-150244.549	-52011.400
Y	343834.4047	1352527.2254	-150400.747	-52783.424
Z	343842.9206	1352458.9528	-150134.210	-53501.878
AA	343829.4169	1352414.4816	-150543.667	-54636.784
AB	343758.5554	1352316.2130	-151485.694	-56126.420
AC	343741.5439	1352346.6202	-152014.530	-55355.134
AC'	343732.6072	1352436.7275	-152297.445	-54080.516
AD	343732.3530	1352513.6518	-152310.733	-53140.072
AE	343709.0870	1352523.5395	-153029.056	-52892.326
AF	343643.2762	1352523.5395	-153824.347	-52896.875
AG	343643.6577	1352517.8232	-153811.760	-53042.430
AH	343711.1213	1352507.3175	-152964.003	-53305.183
AI	343713.4098	1352437.4999	-152889.079	-54064.299
AJ	343722.3594	1352355.5182	-152607.006	-55132.027
AK	343752.4222	1352305.9161	-151673.077	-56389.820
AL	343627.1254	1352042.8338	-154278.339	-60051.060
AM	343626.8747	1352001.8700	-154279.230	-61094.718

4 の 1 . 方法

測量船

- (1) 測量船に音響測深機を装備し、音波により障害物探査を行います(深浅測量)。
- (2) 使用船舶は以下のとおりです。

船種	船名	総トン数	長さ	幅	吃水
測量船	ずいほう	15 トン	12.5m	5.2m	0.75m
測量船	測深丸	0.5 トン未満	4.7m	1.4m	—
測量船	第2測深丸	0.4 トン未満	5.0m	1.6m	—
測量船	こすも	16 トン	15.0m	4.2m	0.90m
測量船	時 空	0.1 トン	3.4m	1.7m	—

潜水土船

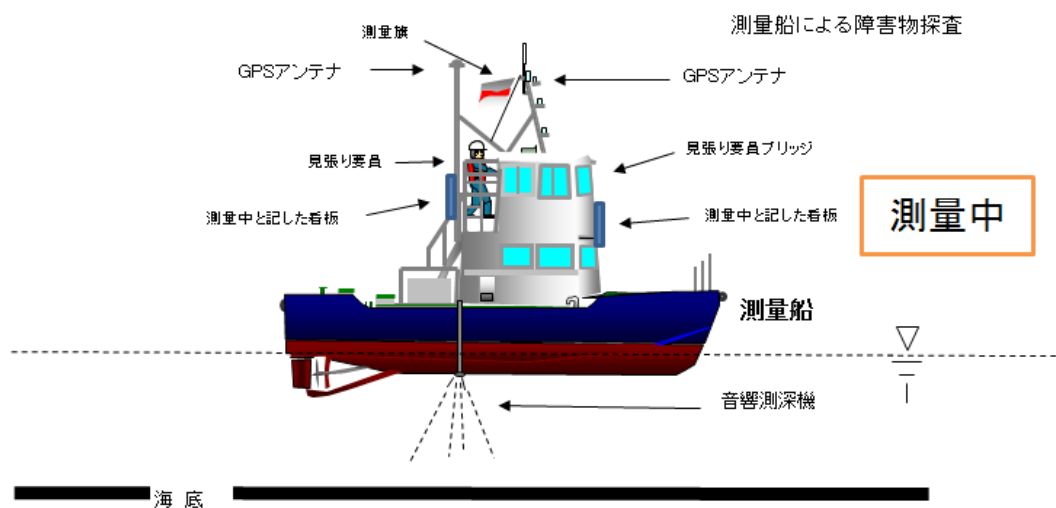
<概要>

本調査は、岸壁において、測量船による障害物探査にあわせて、反応があった箇所を潜水土により調べるものです。

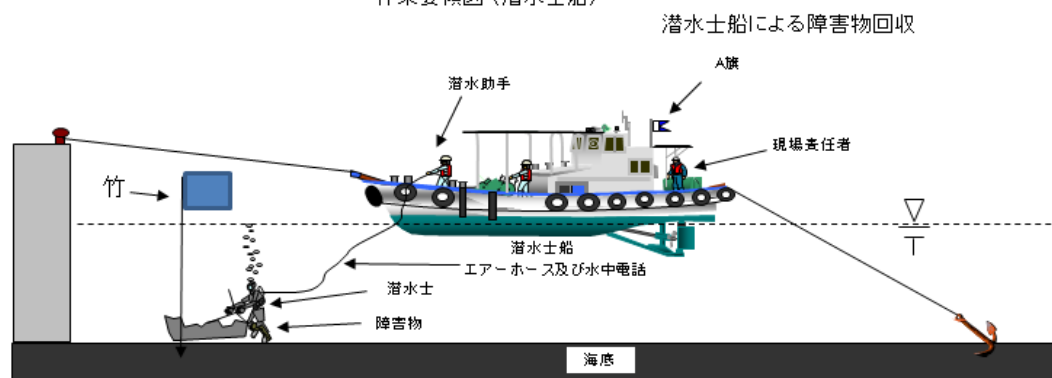
<調査方法>

- (1) 測量船探査により反応があった箇所に目印の竹入れを行います。作業要領図(別紙ー〇)を参照。
- (2) 潜水土船を調査箇所に係留し、フーカー式潜水土1名又は2名が水深 3m～16m の水中部において 1.5～2 時間ごとに交代しながら反応箇所を別紙ー〇作業要領図の方法で調査するものです。また、フーカー式潜水土は、陸上に設置した陸置き式コンプレッサーを使用し陸上から入水する場合もあります。
- (3) 調査にあたって確認した障害物(落水物)が軽量物の場合には、潜水土船のウインチで回収します。なお、潜水土船ウインチでの回収が困難な場合は、港新丸クレーンにて回収します。
- (4) 障害物(落水物)が大型のもの、重量物の場合は別紙 - 〇の方法で行います。
- (5) 障害物撤収後、水深が確保されているか深浅測量を行ないます。
- (6) 作業終了後は竹を回収します。
- (7) 夜間に竹を入れたままになることはありません。

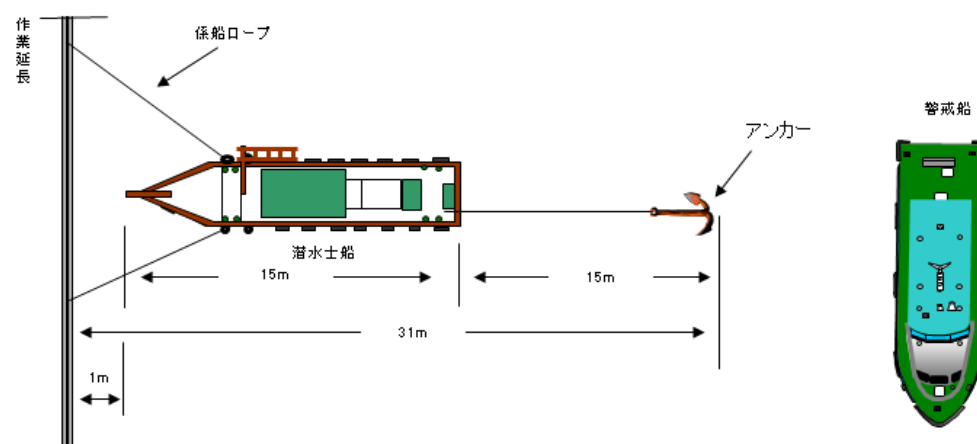
作業要領図（測量船）



作業要領図（潜水士船）



<平面図>



※ 作業延長内を、左右に移動しながら作業します。また接岸する際に船を横付けにする場合があります。

4の2．方法（重量物）

<概要>

調査した箇所において、落水車（重量物）が確認されたので、引揚回収します。

<回収方法>

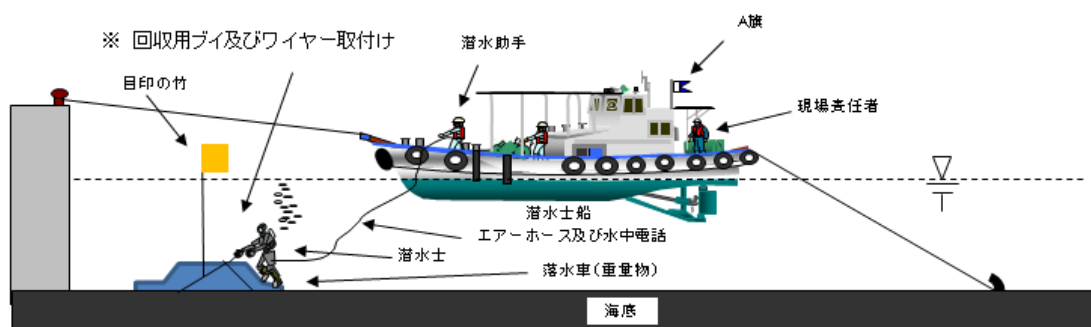
- (1) 作業船兼警戒船の、ずいほうで回収個所に目印の竹入れを行います。
- (2) 潜水士船を回収箇所（別紙位置図）に錨泊又は繫留しフーカー式潜水士1名が潜水し別紙-〇の上段（作業要領図-1）方法で落水車に回収のためのワイヤーを取付ける。
- (3) 潜水士の指示の下、落水車に取付けたワイヤーロープの先端を回収し作業船のクレーンに取付け作業を別紙-〇（作業要領図-2）の方法で行う。
- (4) 作業員の指示の下、作業船のクレーンにより落水車を、別紙-〇（作業要領図-3）の方法で台船（大波）に回収します。
- (5) 以上(1)～(4)の工程を繰り返し行い順次落水車の回収を行う

※ 尚、落水車回収時には、万一の油流出に備えてオイルフェンス及び浮遊油吸着マットを用意しておきます。

作業船の引き揚げ能力は8．57トン、揚程7m・リーチ2m

自動車等の重量物

(作業要領図-1)

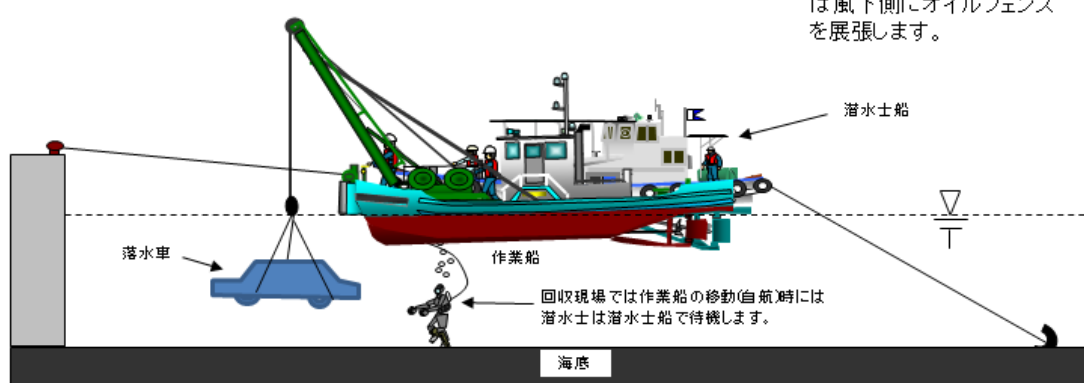


(作業要領図-2)

※ 潜水士の指示の下回収ワイヤーを作業船のクレーンに取付ける

最大引き揚げ能力8.57トン

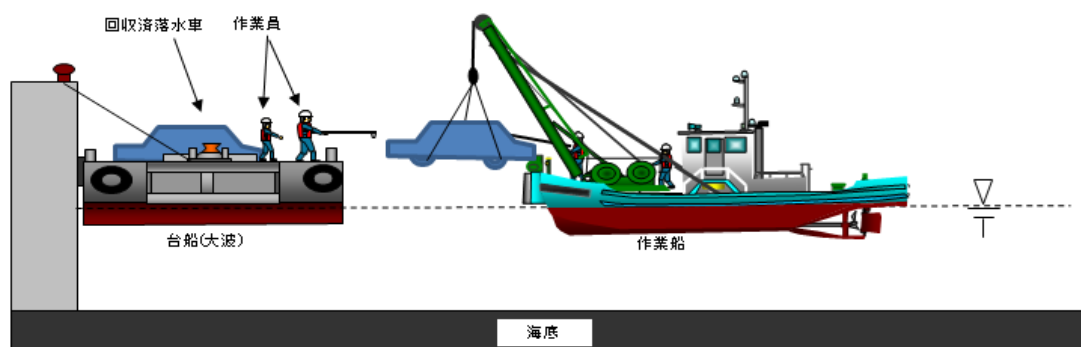
流出油の恐れがある場合は風下側にオイルフェンスを展開します。



(作業要領図-3)

流出油の恐れがある場合は台船を囲うようにオイルフェンスを展開します。

※ 落水車(重量物)を台船(大波)へ回収



＜使用船舶＞

船 種	船 名	船 舶 番 号	総トン 数	長 さ	幅	喫 水	機関馬力 (PS)	速 力 (Kt)
潜水土船兼警戒船	ゆりかもめ	第250-14238号	6.4t	14.2m	3.0m	0.38	150	14.29
潜水土船兼警戒船	いそしぎ	第250-21737号	7.9t	14.5m	3.2m	0.67	200	12.24
潜水土船兼警戒船	せきれい	第250-32071号	10.0t	15.5m	3.4m	0.70	320	12.24
作業船兼警戒船	かいゆう	第250-37193号	18.0t	16.5m	4.1m	0.78	380×2	21.05
作業船兼警戒船	飛 翔	第250-40211号	19.0t	16.5m	4.1m	0.78	457×2	22.00
作業船兼警戒船	こ す も	第250-42554号	16.0t	15.0m	4.2m	0.90	380×2	16.35
作業船兼警戒船	さきしま	第250-37192号	16.0t	14.0m	4.2m	0.80	420	11.00
作業船兼警戒船	はやぶさ	第250-27270号	6.6t	11.95m	2.98m	0.60	300	14.00
作業船兼警戒船	は っ か り	第250-42599号	8.5t	12.5m	3.1m	0.66	360	14.17
作業船兼警戒船	ずいほう	第250-18760号	15.0t	12.5m	5.2m	0.75	190×2	10.97
作業船兼警戒船	つるはま	第250-24528号	10.0t	13.0m	3.4m	0.60	245	13.50
作業船兼警戒船	港新丸	第250-18850号	18.0t	13.5m	6.0m	1.20	105×2	8.60
作業船兼警戒船	しらさぎ	第250-32108号	15.5.t	12.9m	3.0m	0.71	55	8.52
作業船兼警戒船	難波津丸	134138	107.0t	26.5m	7.4m	2.30	600×2	12.13
作業船兼警戒船	建港丸	第250-6024号	4.55t	8.5m	2.6m	0.46	39	5.99
台 船	大 波	-	150t (積載重量)	20m	10m	0.60m	—	—

5. 事故防止処置等

(1) ①障害物探査作業の現場責任者は「(正) ○ ○ (副) ○ ○・○ ○」に定め、作業全般の事故防止処置等について監督します。

②潜水作業の現場責任者は「(正) ○ ○ (副) ○ ○・○ ○」に定め作業全般の事故防止処置等について監督します。

※ 現場責任者について、正の責任者が不在の時は、副の責任者が正責任者として臨場します。

事業所名	大阪市港湾局計画整備部海務課(海上保全)
電 話	0 6 - 6 5 5 2 - 0 0 1 1

(2) 船舶が離着岸する作業実施区域については、事前に周辺の利用関係先と調整を行います。また、作業区域周辺の被災状況等の確認を行い現場作業関係者に周知します。

(3) 潜水土船には、海上衝突予防法の規定に従い国際信号旗A旗を示す信号板を掲げます。

(4) 潜水作業中は専従の警戒船1隻を配備し、船長以外に警戒船業務受講済みの者を1名専従警戒員として乗船させ、作業区域に隣接する船舶等に対して警戒船旗・拡声器等により注意を喚起し、事故防止に努めます。

また、潜水土が陸上から入水した場合は陸上側の作業員と潜水土は携帯型の水
中電話で連絡を取り、警戒船と陸上側の作業員は携帯電話で連絡をとります。

(5) 潜水土船と警戒船との連絡は無線で行い、潜水土船と潜水土とは水中電話で作業内容を連絡しあい安全を確認します。

(6) 作業中は、気象・海象の変化に留意し、津波注意報、警報、気象警報等の発表により荒天が予想される場合または、次の基準により、潜水作業を中止します。

(測 量)	・風 速—— 10m/S 以上	
	・波 高—— 1m以上	・視 界—— 2000m以下

(潜水土船)	・潮 流—— 1ノット以上	・風 速—— 8m/S 以上
	・波 高—— 0.5m以上	・視 界—— 2000m以下

※ その他 港長の指示があつた場合・大阪府及び和歌山県内で震度4以上が発生した場合・現場責任者または、船長が危険と判断した場合。

(7) 障害物探査作業中は、測量船に「測量中」と記した旗を掲げます。

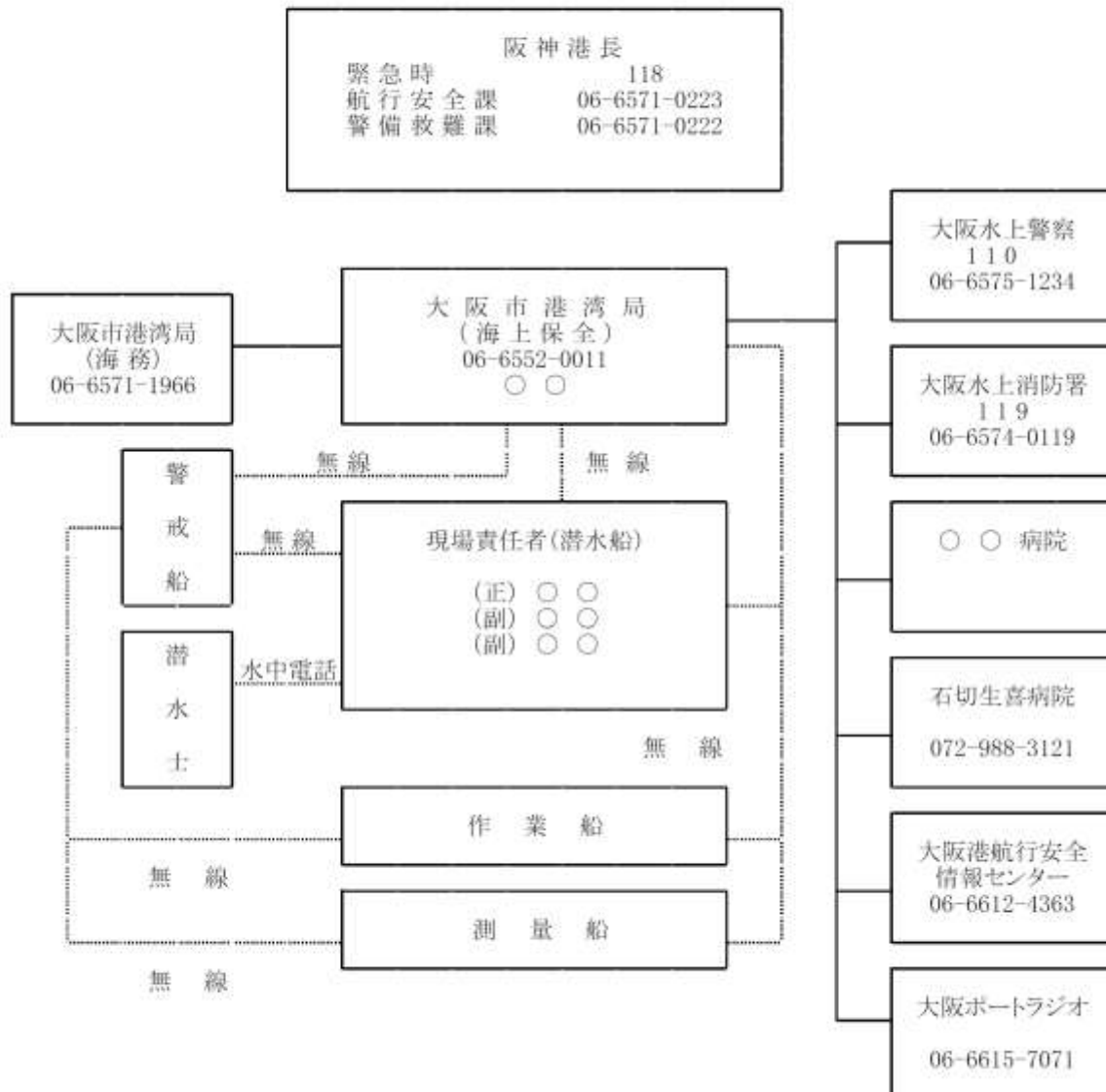
(8) 事故発生等緊急事態が発生した場合は、別紙緊急連絡体制により阪神港長に通報するとともに応急処置を施します。

(9) 作業内容に変更が生じた場合は、事前に変更許可申請を行うと共に、作業が完

了したときはすみやかに完了届を提出します。

- (10) 作業中は作業許可書（写し）を携帯します。
- (11) 作業中は、救命胴衣を着用の上、業務にあたります。
- (12) 作業は船舶動静を基に離着岸船のない時に行いますが、万一作業現場及び隣接バース等に変更が生じ離着岸船があった場合は、直ちに作業を中断し安全な場所へ避難します。
- (13) 障害物探査作業中は、測量船に専従見張員を配備し接近する船舶があった場合は直ちに作業を中断し安全な場所へ避難します。
- (14) 障害物回収作業中における油脂類等の流出油の恐れがある場合は、オイルフェンス展張を行い、海上流出油等を生じさせないように万全に注意します。
- (15) 期間及び時間が重複している場合は、同時作業は行いません。

緊急時連絡体制



発災時の要件確認表（測量）（調査）

阪 神 港 長 殿

1. 提出年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

2. 申請者 住 所：〇〇市〇〇町〇－〇－〇
 会社名：〇〇建設株式会社
 氏 名：〇〇 〇〇

3. 期間および時間 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
 （予備日 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日）
 作業時間：日出～日没まで

4. 連絡先 〇〇建設株式会社
 〇〇市〇〇町〇－〇－〇
 現場責任者 〇〇 〇〇
 電話番号 （昼間） ＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
 （夜間） ＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
 衛星電話 ＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊
 （衛星電話（現場） ＊＊＊－＊＊＊＊－＊＊＊＊ ）

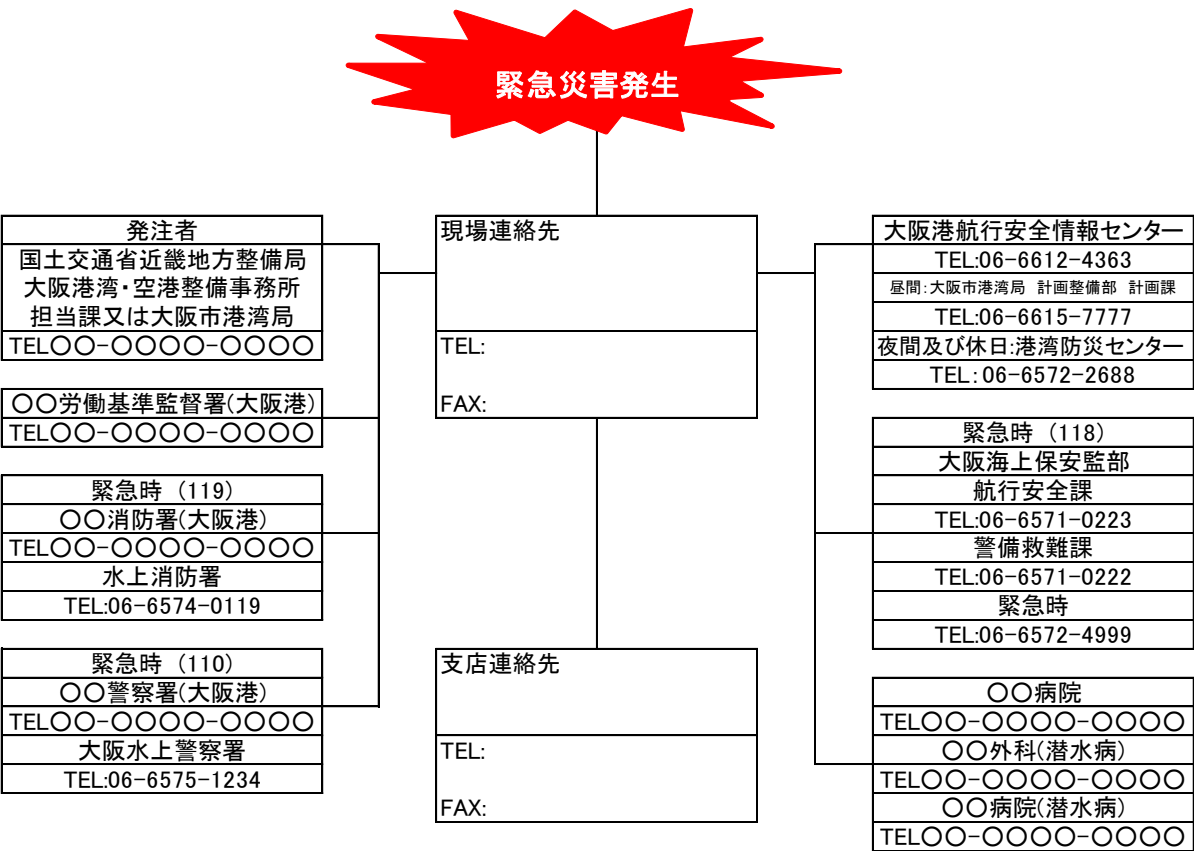
5. 発注者 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所または大阪市港
 湾局

6. 潜水作業方式 〇〇〇〇〇方式

7. 使用船舶

作業種 別	船名	総トン数 (t)	長さ (m)	船舶番号	船長
測量船及び 調査船	〇〇丸	〇〇	〇.〇	＊＊＊＊－＊＊＊＊	〇〇 〇〇

※8. 緊急連絡体系表



緊急時連絡表

役 職	氏 名	連絡先	
		昼・平日	夜間・休日
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所又は大阪市 港湾局		TEL : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
主任調査員	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*
調査員	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*
〇〇〇〇株式会社		**-*-*-*-*	
管理技術者	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*
担当技術者	〇〇 〇〇	**-*-*-*-*	**-*-*-*-*

※8. 緊急連絡体系表の現場連絡先・支店連絡先が、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

なお、本要件確認表は、平成〇年〇月〇日に事前協議を行った港内作業許可申請書に基づき、発災後に確認した要件について記載するものである。

発災時の要件確認表（撤去）

阪 神 港 長 殿

1. 提出年月日 平成〇〇年 〇月 〇日

※2. 申請者 住 所：〇〇市〇〇町〇－〇－〇
会社名：〇〇建設株式会社
氏 名：〇〇 〇〇

3. 期間および時間 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
(予備日 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日)
作業時間：日出～日没まで

※4. 連絡先 〇〇建設株式会社
〇〇市〇〇町〇－〇－〇
現場責任者 〇〇 〇〇
電話番号 (昼間) ***－***－***
(夜間) ***－***－***
衛星電話 ***－***－***
(衛星電話（現場） ***－***－***)

5. 発注者 近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所または大阪市港湾局

6. 潜水作業方式 〇〇〇〇〇方式

7. 使用船舶

作業種別	船名	総トン数 (t)	長さ (m)	船舶番号	船長
測量船及び 調査船	〇〇丸	〇〇	〇.〇	***－***	〇〇 〇〇

8. 荒天時の作業船避難場所

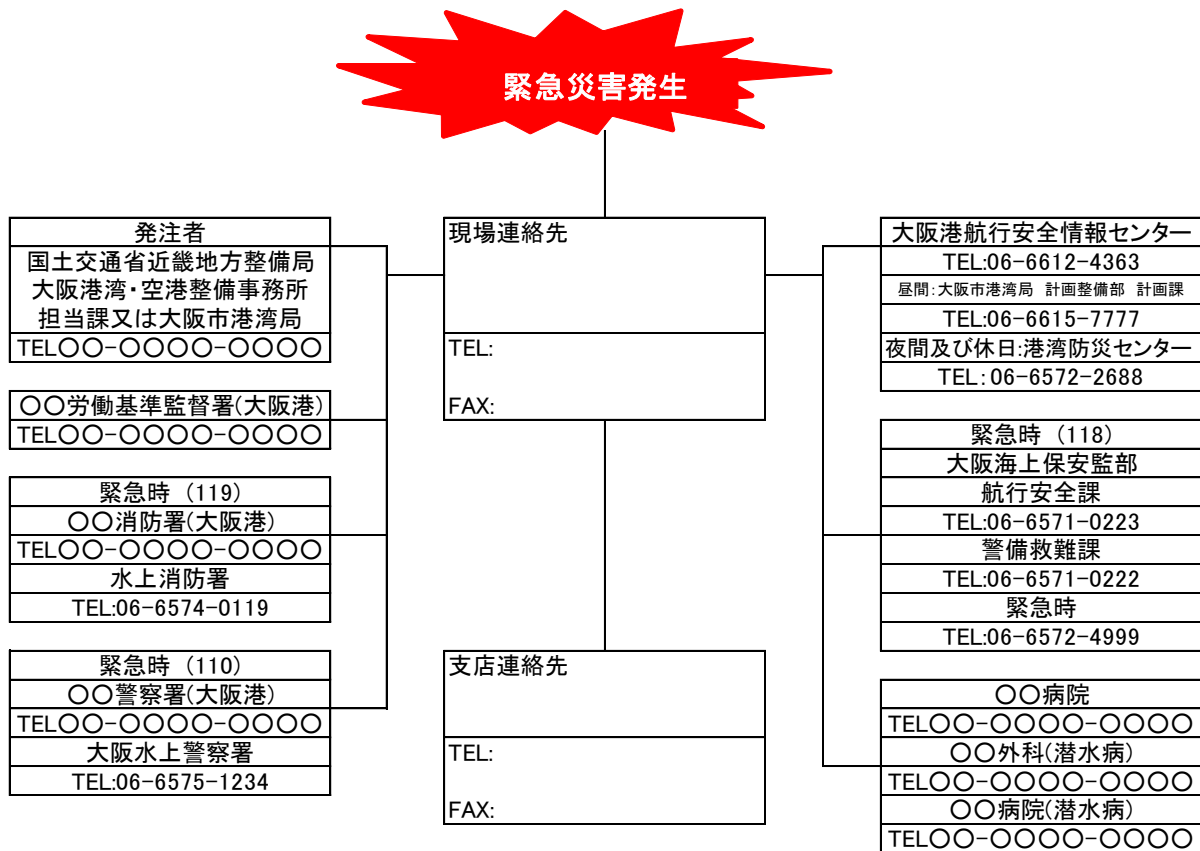


9. 撤去作業時災害の防止

作業船避難場所：○○○○○

アンカーワイヤー明示水深：－○. ○m

※10. 緊急連絡体系表



緊急時連絡表

役 職	氏 名	連絡先	
		昼・平日	夜間・休日
近畿地方整備局 大阪港湾・空港整備事務所又は大阪市港湾局		TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
総括監督員	〇〇 〇〇	**-*****-*****	**-*****-*****
主任監督員	〇〇 〇〇	**-*****-*****	**-*****-*****
現場監督員	〇〇 〇〇	**-*****-*****	**-*****-*****
〇〇〇〇株式会社		**-*****-*****	
現場代理人	〇〇 〇〇	**-*****-*****	**-*****-*****
監理技術者	〇〇 〇〇	**-*****-*****	**-*****-*****
専門技術者	〇〇 〇〇	**-*****-*****	**-*****-*****

※10. 緊急連絡体系表の現場連絡先・支店連絡先が、近畿地方整備局〇〇港湾事務所又は大阪市港湾局の場合もある。

なお、本要件確認表は、平成〇年〇月〇日に事前協議を行った港内作業許可申請書に基づき、発災後に確認した要件について記載するものである。

作業船舶一覽

作業船舶一覧表

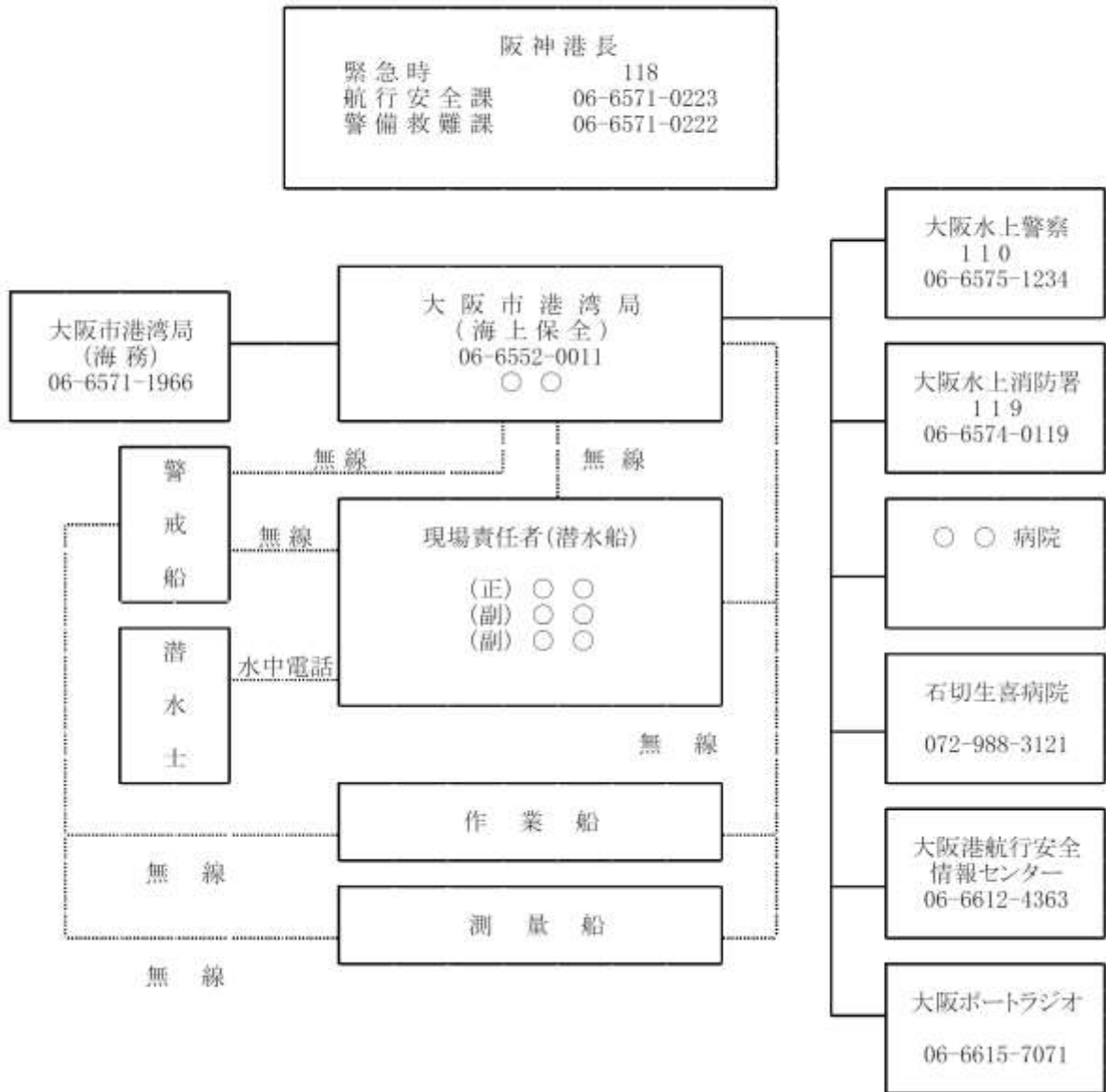
番号	船 種	船 名	船舶番号 又は 船舶検査済票の番号	要目				能力	使用目的	船舶電話 又は 携帯電話	備 考
				総トン数	長さ(m)	幅(m)	深さ(m)				
1	測量船・交通船	〇〇丸	***-*****	〇〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇			***-*****-****	
2		〇〇丸	***-*****	〇〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇			***-*****-****	
3	ガット船	〇〇丸	***-*****	〇〇	〇.〇			〇〇m3積		***-*****-****	
4											
5	起重機船										
6											
7	曳船・押船										
8											
9	フェリーハーブ										
10											
11	潜水士船										
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											

発災時の要件確認表（大阪市直営 撤去）

阪神港長殿

1. 提出年月日 平成〇〇年 〇月 〇日
2. 申請者 住 所：大阪市住之江区南港 2-1-10
ATC ビル ITM 棟 10 階
組織名：大阪市港湾局長
氏 名：〇〇 〇〇
3. 期間および時間 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
(予備日 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日)
作業時間：日出～日没まで
4. 連絡先 担当係 大阪市港湾局計画整備部海務課(海上保全)
担当者 〇〇 〇〇
電話番号 06-6552-0011

緊急時連絡体制



なお、本要件確認表は、平成〇年〇月〇日に事前協議を行った港内作業許可申請書に基づき、発災後に確認した要件について記載するものである。